

第6回

静岡てんかん地域ネットワーク研究会

平成25年4月5日(金)

静岡てんかん・神経医療センター

医療福祉相談室 堀 友輔

てんかん患者様が利用している福祉制度
について

本日お話したいこと

- 医療福祉相談室の紹介
- 生活のしづらさを改善するためには？
- 障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)
- 社会福祉制度

医療福祉相談室の紹介

医療福祉相談室の紹介

医療福祉相談室 4名

- ソーシャルワーカー3名（役職名は医療社会事業専門員）
- 看護師1名
- SWの基礎資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- 主な業務

てんかん・神経内科（神経難病）・重心のケースワーク

ボランティアの受け入れ調整

視察・研修の受け入れや運営など

医療福祉相談室で行っている支援

- 経済的な相談援助
生活費・医療費などの相談
- 福祉制度の利用について
障害者手帳や福祉サービス(障害者自立支援法・介護保険)の活用案内
- 就職相談
障害者雇用、一般雇用、職場継続の相談
- 退院支援
自宅退院や施設入所や転院に関する相談
- その他の相談
- 病気の受容、運転免許など様々な相談に応じています。
- 平成23年度の相談件数 約5700件



社会福祉制度を活用しています
地域の連携なくして支援は考えられない

ソーシャルワーカーとは？

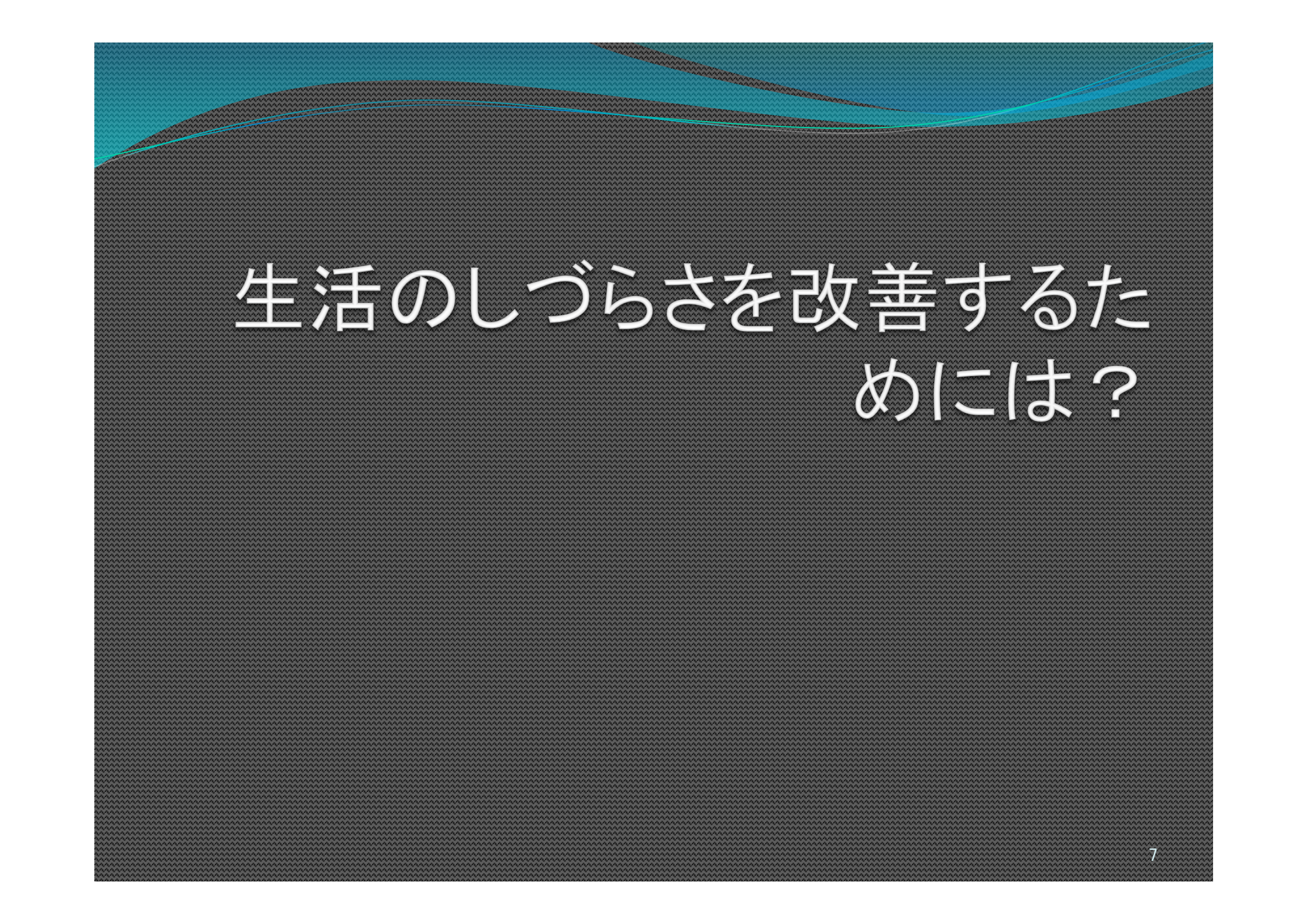
- ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。IFSW;2000.7.



患者様の意向を尊重し、必要な制度を活用する事によって権利や利益を守り、QOLの向上を図っていく。



信頼関係を構築を構築し患者さんの利益になるように支援していく



生活のしづらさを改善するためには？

社会福祉サービス・制度の種類

病名や障害によって利用できる様々な制度

てんかんの病名で利用できる制度

精神障害者保健
福祉手帳

自立支援医療

合併症で利用できる制度

補装具・日常生活用具

療育手帳

身体障害者手帳

最低限の生活保障する制度

生活保護

日常生活資金貸
し付け制度

公的医療保険に加入 していれば誰でも利 用できる制度

高額療養費

傷病手当金

国から手当がもええ る制度

特別児童扶養手当

障害(基礎・厚生・
共済)年金

福祉サービスが 利用できる制度

介護保険

障害者自立支
援法
(障害者総合
支援法)

権利を守る制度

成年後見制度

日常生活自
立支援事業
(旧権利擁
護事業)

医療費の負担が緩和される制度

障害者医療費助成制度

こども医療費助成制度

ひとり親家庭医
療費助成制度

困った場合の解決方法

問題は様々
で複雑

困ったこと

組み合わせが
肝心だよ！



適切な相談窓口相談

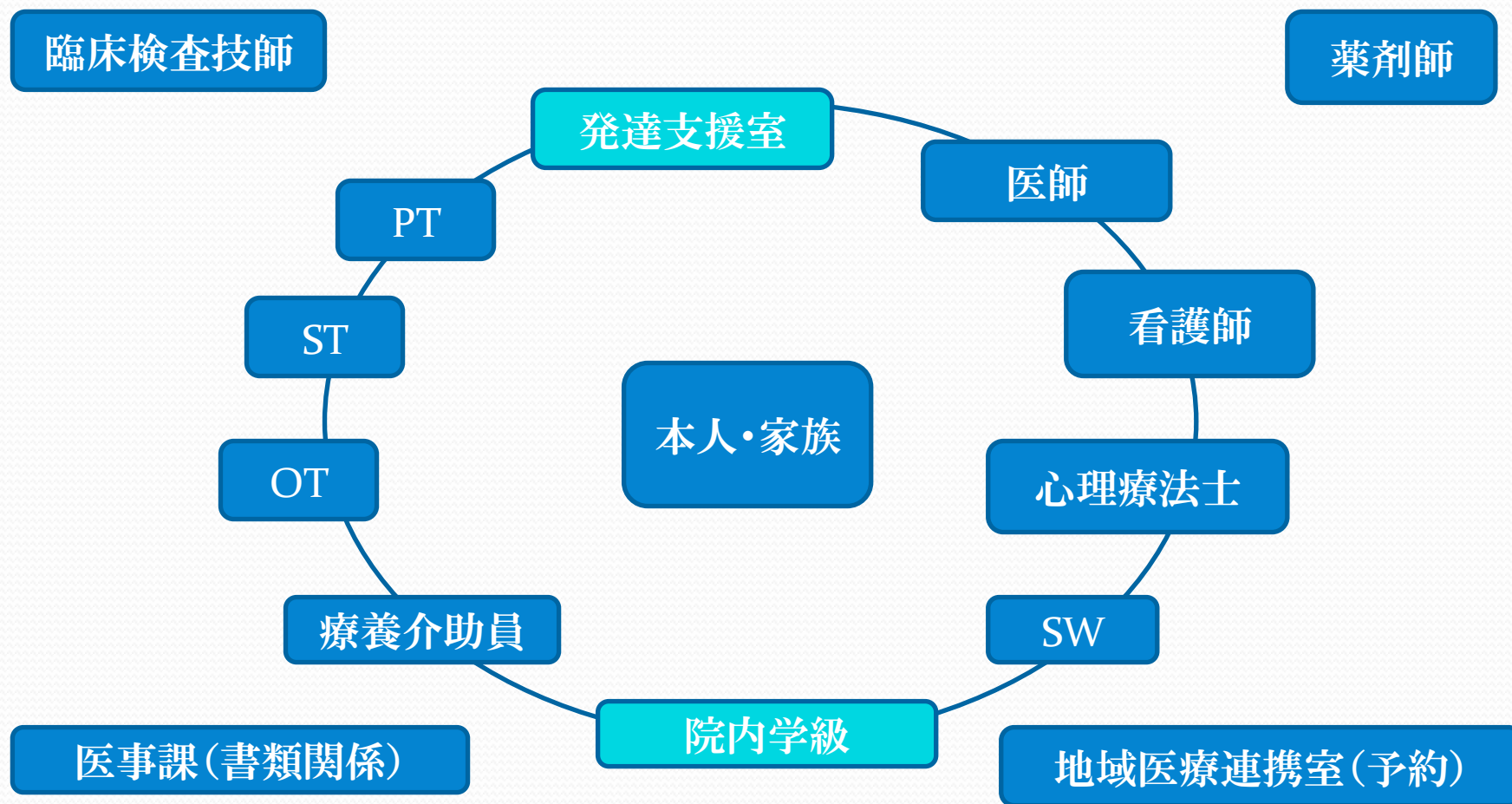
- ・医療機関(ソーシャルワーカー)
- ・障害者就労・生活支援センターなど
- ・相談支援事業所

福祉サービス
・障害者自立支援
法など

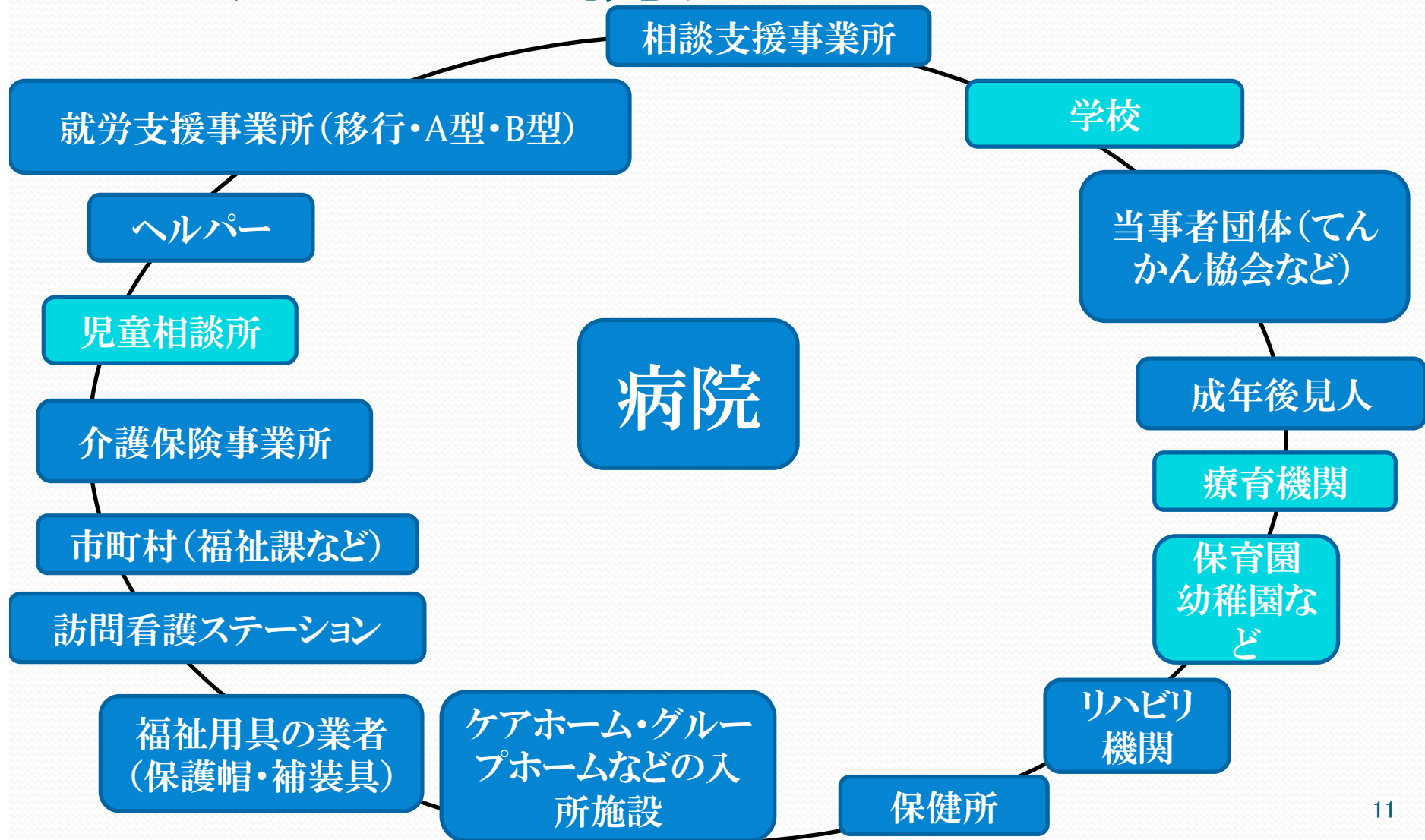
福祉制度
・障害者手帳
・自立支援医療など

その他
(専門相談や職業
訓練など)

院内の連携



地域との連携先



障害者総合支援法 (旧障害者自立支援法)

平成25年4月1日より「障害者総合支援法」へ名称が変わりました

診断書の書き方で困っていませんか？

H23年10月より障害年金診断書の書式が変更しました。

エ 現症時の就労状況

○勤務先 ・ 一般企業 ・ **就労支援施設** ・ その他()

○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他()

○勤続年数(年 ヲ月) ○仕事の頻度(週に・月に ()日)

○ひと月の給与(円程度)

○仕事の内容

○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況

どんな施設を書いたらいいのか診断書に記載する際に困っていませんか？

障害者自立支援法成立の背景

【背景】

- ・就労支援・相談支援体制が不十分
- ・市町村によって福祉サービスに格差
- ・精神障害者は対象外だった。

● 「障害者自立支援法」とは

平成15年に施行された支援費制度から改められた制度。

平成18年10月に施行された法律。

＜主な改正点＞

①身体、知的、精神、福祉サービスの一元化

→精神障害者も福祉サービスを利用できるようになった。

②サービス提供主体の一元化

→サービス提供主体が県・市町村から市町村に一元化され、格差が是正された。

③支給決定手続きの明確化

→必要度に応じてサービスが利用できるように障害程度区分が設けられた。また、市町村審査会の審査を受けた上で支給決定を行うので、支給決定プロセスの明確化・透明化が図られた。

④就労支援の強化

働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援が強化された。

⑤安定的な財源の確保

国の費用負担の責任を強化(費用の2分の1を義務的に負担)し、利用者も利用したサービス量及び所得に応じて原則1割の費用を負担するようになった。

自立支援法5つの柱

①介護等給付

：障害程度が一定以上の人に生活上に必要な介護を行う

②訓練等給付

：身体的・社会的リハビリや就労支援を行う

③自立支援医療

：更生医療・育成医療・精神通院医療が一本化

④補装具費の支給

：原則1割負担で車いすなどの補装具を利用者1割負担で支給

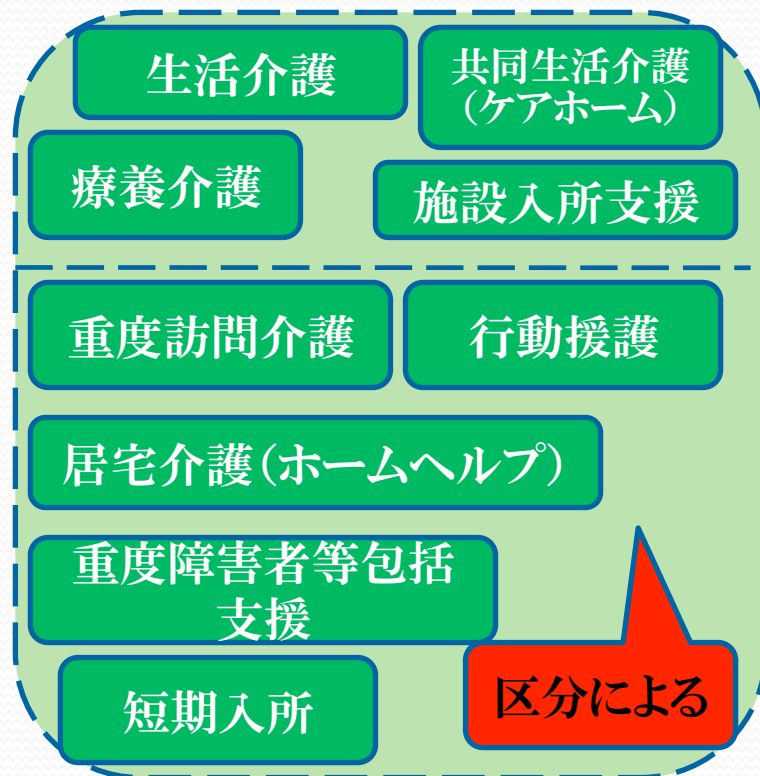
⑤地域生活支援事業

：市町村が総合的に障害者を支援する体制→「相談事業」「コミュニケーション支援」「日常生活用具」「移動支援事業」

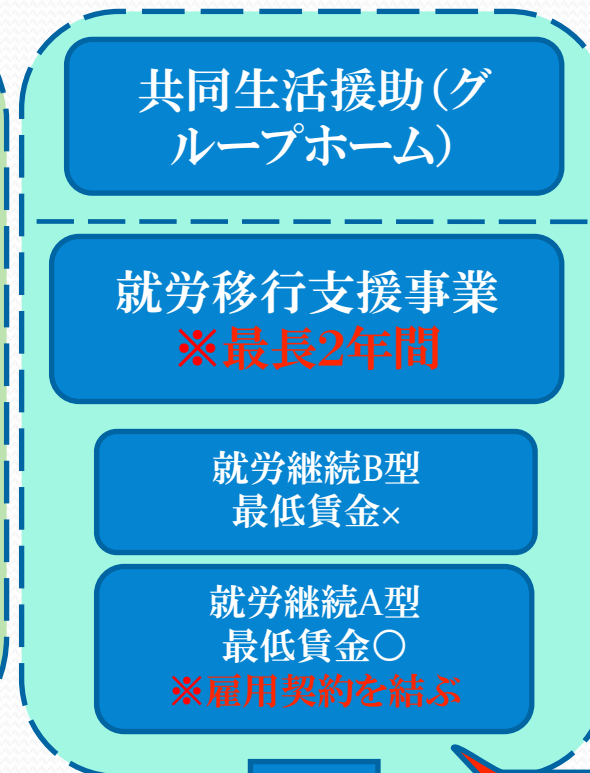
障害福祉サービス

障害福祉サービスの種類

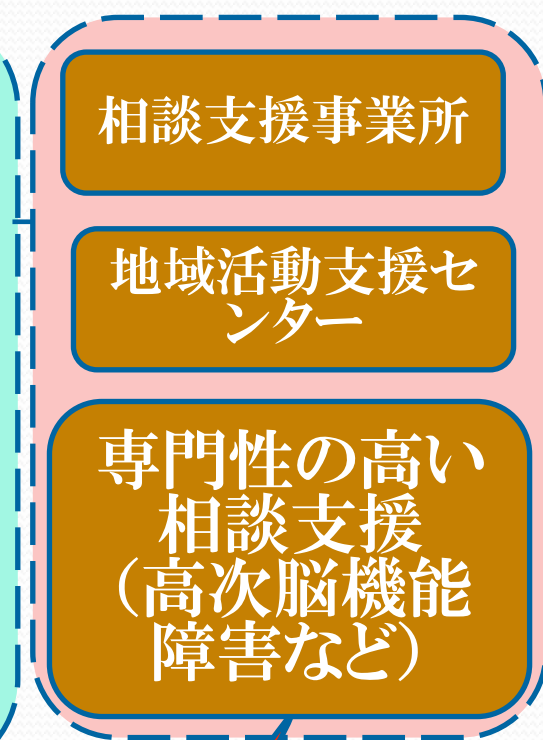
介護等給付



訓練等給付



地域支援事業



区分関係なし

主に介護支援 主に就労支援 主に相談支援

申請の流れ

①相談

市町村または相談支援事業所に相談する。

②申請

市町村の障害者福祉担当課に申請する。

③調査、診断書

調査員による訪問調査と主治医が診断書を記載する。※診療科を問わない

④判定

訪問調査と主治医の診断書の内容障害程度区分1～6が決定される。

⑤認定、通知

区分が決定され、通知され受給者証が交付される。

⑥事業者と契約

サービスを利用する事業者を市町村などから配られる一覧表や、相談支援事業所にサービス利用計画書の作成を依頼するなどし、見学などを行いながら利用先を決め、事業者と契約する。

⑦利用開始

介護等給付＜入所系サービス＞

- 施設入所支援

対象：区分4以上(50歳以上は区分3以上)

旧：身体障害者療護施設、身体・知的障害者更生施設など

内容：夜間における介護(入浴・排泄などの支援)や日常生活上の相談を行っている。

- 療養介護

対象：区分5以上(筋ジス患者・重症心身障害児者)

旧：重度心身障害児者施設など

内容：医療や介護が必要な方への医療的ケア

- 共同生活介護(ケアホーム)

対象：区分2以上

旧：援護寮など(精神障害者)

内容：食事・掃除・洗濯・買い物などの日常生活関連動作を支援する

訓練等給付＜入所系サービス＞

- 共同生活援助(グループホーム)

対象：区分1・非該当

旧：精神障害者グループホーム

内容：共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助(食事の援助など)

利用期限は定められていない。

※位置づけとしては、在宅生活を支援するもの

介護給付＜在宅支援系サービス＞

①居宅介護（ヘルパー）

対象：区分1以上

内容：家事援助・身体介護などのホームヘルプサービス

②生活介護（旧デイサービス）

対象：区分3以上（50歳以上は区分2以上）

内容：主に昼間入浴・排泄・食事の介護・レクリエーション・軽作業などを提供する。

③短期入所

対象：区分1以上

内容：短期間入所させ食事・入浴・介護サービスを利用できる。期間の上限は市町村の判定による。

介護給付＜在宅支援系サービス＞

④行動援護

対象：区分3以上（精神・知的障害によって行動に著しい制限がある方。例：自閉症など）

内容：外出や通院などの付添支援。

⑤重度訪問介護

対象：区分4以上

内容：居宅における入浴・排泄・食事の介護・移動支援など

⑥重度障害者包括支援

対象：区分6

内容：常時介護を必要とする障害者（寝たきりなど）に、包括的にサービスを提供する。

例：重心障害者に様々なサービスが利用できるように、通所サービス・訪問サービスを組み合わせて利用。

訓練等給付＜在宅支援系サービス＞

- 自立訓練

対象：地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上をはかるため一定の支援が必要な身体障害者。

内容：身体・生活機能向上のためリハビリなどの訓練を行う。利用期間が定められており、①機能訓練②生活訓練に分かれている。

- ①機能訓練

理学療法士や作業療法士が行う身体的リハビリテーション
おおむね18ヶ月まで利用可能。

- ②生活訓練

食事や家事などの生活機能を向上させるため、必要な支援を行う。

訓練等給付＜就労支援系サービス＞

- 就労移行支援

対象：企業への就職を希望し、就労が見込まれる者。

期限：2年間

内容：一般就労等への移行に向けて、一定期間生産活動の機会の提供を行う。具体的には事業所内の作業や企業への実習を実施し、職場定着に向けた支援。

- 就労継続支援A型 旧：福祉工場

対象：通常の事業所に雇用されることが困難な障害者

期限：ない

内容：就労の機会や生産活動等の機会を提供する事によって、その知識や能力の向上を図る訓練を行う。

雇用契約を結ぶため、最低賃金が発生する。最近では一般企業の参入もある。

- 就労継続支援B型 旧：精神障害者授産施設、精神障害者小規模作業所など

対象：就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される者で、就労移行支援事業に結び付かなかった者

内容：通所により就労や生産活動機会を提供する。

雇用契約を結ばないため最低賃金が発生しない。

児童の支援 平成24年4月から

通所サービス

- ・児童デイサービス
- ・知的障害者通園施設
- ・肢体不自由児通園施設など

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援



入所サービス

- ・知的障害児施設
- ・重度心身障害者施設など

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

障害者総合支援法へ

- 平成25年4月1日の変更点
 - ①名称の変更:「障害者総合支援法」
 - ②対象の拡大:難病患者を加える
 - ③市町村の福祉計画の見直しを法定化するなど
- 平成26年4月1日より<経過措置>
 - ①障害程度区分の見直し
: 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。
 - ②重度訪問介護の対象拡大
 - ③共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
 - ④地域移行支援の対象を拡大

自立支援法以外の社会資源

【生活の場】

デイケア

生活指導を主たる目的とする。とりくむ医療機関(病院、診療所、デイケア施設)は増加傾向にあり、保健所、精神保健福祉センターなどでも実施されている。ソーシャルクラブ的な活動から実際の作業療法を行っているところまで内容は様々である。

【はたらく場】

ハローワーク(公共職業安定所)

職業相談、職業紹介のほか、事業所において実際の作業を行うことにより職業環境に適応することを容易にするための職業適応訓練も行っている。職業相談員や精神障害者雇用トータルサポーターが職場でのトラブルの解消や定期的なカウンセリングを行うこともある。

地域障害者職業センター

障害者職業カウンセラーが、障害者に対し、職業評価、職業準備支援、職場復帰支援(リワーク支援)、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、職業相談、職域開発援助事業などの支援を、あるいは受け入れ側の企業に対し相談援助などをおこなっている。ハローワークが窓口となり、必要と認められる患者を紹介し、プログラム終了後の職探しは、再びハローワークで行うのが原則だが、直接相談することも可能。

- 静岡障害者職業センター(静岡市黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F 電話054-652-3322)

障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害のある方、あるいは在職中の障害のある方に対して、就業支援担当者と生活支援担当者が一体的に支援している。具体的には①就職に向けた相談②就職に向けた準備支援(実習先や職業訓練先のあっせん)③ハローワークへの同行支援④職場定着に向けた支援⑤雇用及び福祉の関係機関との連携⑥日常生活に関する相談支援などを行っている。

- 障害者就業・生活支援センター「さつき」静岡市葵区慈悲尾 電話：054-277-3019)

※静岡県内には8カ所。

特例子会社

障害者雇用の促進に関する法律⁴⁴条に規定されている。一定の基準を満たした上で、厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所としてみなされる子会社である。大企業が参入している。

公的な機関

【保健所】

- 保健所には、精神科嘱託医を含む医師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、保健師などが配置されており、精神保健福祉に関する実態把握、相談業務、訪問指導、患者家族会などの活動の助言、援助、指導、関係諸機関との連絡調整業務などにあたっている。保健所ソーシャルクラブを実施している所もある。

【精神保健福祉センター】

都道府県・政令指定都市に各1カ所。保健所をはじめ関係機関に対し側面的支援を行うことを目的に設置され、精神保健および精神障害者の福祉に関する知識の啓発普及、教育研修、調査研究、相談および指導のうち複雑または困難なものを行うなどの業務にあたっている。

相談機関

- 市町村の福祉担当課(障害福祉課など)

障害者自立支援法の窓口や、昨年10月に施行された障害者虐待防止法の窓口にあたる機関。手帳などの福祉制度の申請窓口。

- 相談支援事業所 (旧:地域生活支援センター)

障害者の生活を地域で支えるため、障害者やその家族・介護者などから相談に応じている。福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活している精神障害者の日常生活全般にわたって相談に応じている。

※静岡市内(各区障害者別に1カ所ずつ)計9カ所ある。

- その他の相談機関

病名によって公的な相談機関や当事者団体がある。

→てんかん:日本てんかん協会

発達障害者:「発達障害者支援センター」(各都道府県に1カ所)

高次機能障害:「高次脳機能障害」

社会福祉制度

福祉制度の特徴

【てんかんの診断名で使える制度】

- 精神障害者保健福祉手帳 ※発作頻度による
- 自立支援医療＜通院費＞

【誰でも使える制度】

- 高額療養費医療費助成制度＜主に入院費＞
- 傷病手当金→
- 税金の医療費控除

【条件によって使える制度】(病名や障害状態など)

- 障害者自立支援法＜障害程度区分＞
- 心身障害者重度医療費助成制度
- 障害(基礎・厚生)年金など
- 日常生活用具(保護帽)
- 療育手帳
- 身体障害者手帳



合併障害を持ちあわせている方が多いので、利用する制度の一つです。

福祉制度の4つの視点から

①生活を豊かにする制度 ➡ 生活がしやすくなる
障害者手帳、福祉サービス(障害者自立支援法や介護保険)
、日常生活用具(保護帽)

②経済的に豊かになる制度 ➡ 経済的に豊かになる
障害者年金、各種手当、生活保護など

③医療費が安くなる制度 ➡ 支出が軽減される
自立支援医療などの医療費助成制度を活用

④人権や権利を守る制度
成年後見制度、日常生活自立支援事業

障害者手帳の種類

身体障害者手帳

- ・視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹心臓機能、腎臓機能障害等
- ・1級～6級



身体障害者福祉法

療育手帳

- ・発達期に発達の遅れがある方
- ・最重度 (IQ20以下)、重度 (IQ20～35)、中度 (IQ35～50)、軽度 (50～75)



都道府県ごと基準が違い。根拠法はない。

精神障害者保健福祉手帳

- ・統合失調症、躁うつ病、中毒精神病、てんかん、器質精神病等
- ・1級～3級



精神障害者保健福祉法

身体障害者手帳

【定義】

- 身体障害者福祉法により、**一定以上の永続する障害がある方で申請により、身体障害者手帳が交付される手帳。**

【基準】

- 障害部位により、等級が分けられている。

例えば、肢体不自由、呼吸機能障害、音声言語障害など

- **等級：1級～6級**
- **窓口：市町村 福祉担当課（静岡市→生活支援課障害者支援担当）**
- **判定：更生相談所（静岡市→城東保健福祉エリア リハパーク内）**

【メリット】

- 1・2級が重度とされ内容が充実。例えば旅客鉄道の割引が1種となり、付き添い人も割引対象など。
- 手帳がある基準に該当していれば、重度医療費助成制度や各種手当など様々なサービスを活用する事が出来る。

※身体障害者手帳の**指定医が診断書作成**

療育手帳①

知的障害者福祉法の中に「知的障害者」の定義をもらっていない。



2000年9月に実施された「知的障害児者基本調査」でおおむねの定義として

「知的機能の能力が**おおむね18歳**までにあらわれ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別援助を必要とする状態にある者」としている。



18歳を過ぎていても申請は可能。現在の知的能力、当時の成績表や家族への聴き取りなどで客観的に証明されれば認められます。

療育手帳②

＜窓口＞

受付：市町村 福祉担当課（静岡市→生活支援課障害福祉担当へ）

判定：後日、18歳未満は児童相談所へ18歳以上は更生相談所へ

手帳のランクは心理判定、医学判定、調査結果などを総合して決定する。IQ（知能指数）も測定し、判断材料にしている。

＜等級＞

（最重度） IQ20以下くらい

（重度） IQ21～35くらい

（中度） IQ36～50くらい

（軽度） IQ51～70くらい

標準化された知能検査はウェクスラー・ビネーによるものとされている。

都道府県によって判定基準に地域差がある。

静岡県：＜療育手帳＞A（最重度・重度）とB（中度・軽度）

愛知県：＜療育手帳＞A（最重度・重度）B（中度）C（軽度）

岐阜県・三重県：＜療育手帳＞A1（最重度）A2（重度）B1（中度）B2（軽度）

東京都：＜愛の手帳＞：1（最重度）2（重度）3（中度）4（軽度）

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条

一定の精神疾患により日常生活や社会生活に制限がある方を対象に、申請により手帳が交付され、その日常生活や社会生活における制限の状況によって等級(1～3級)が決定される。

対象者：てんかん・統合失調症・躁うつ病など

窓口：市町村(静岡市→保健所)

有効期間：2年間

申請条件：初診から6ヶ月経過している事

※てんかん等の一部の病名に限り、主治医であれば診療科を問わず作成可能

精神障害者保健福祉手帳

＜てんかんの認定基準＞

等級	発作のタイプ
1級	ハ、二の発作が月1回以上
2級	イ、ロの発作が月に1回以上 ハ、二の発作が年2回以上
3級	イ、ロの発作が月に1回未満 ハ、二の発作が年2回未満

- イ、意識消失はないが、随意運動が失われる発作
- ロ、意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ、意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- 二、意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

精神障害者保健福祉手帳の活用例



- 就職活動しているが仕事が見つからない。
- 生活がしづらいので、ヘルパーに助けてもらいたい。
- 税金が安くなれば生活が楽になる。



→精神障害者保健福祉手帳を取得してそれぞれの窓口で申請することによって、障害者雇用やヘルパーなどの福祉サービスの利用、税金の控除や市町村によっては重度医療費助成制度(静岡市の場合1級)などを利用できるようになります。

手帳は様々なサービスを利用するための通行手形のようなもの

障害者手帳で利用できるサービス

手帳の種類、等級や判定内容によって利用できるサービスはことなる

- 公共交通機関・公共施設などの割引助成
- 所得税、住民税、自動車税等の税金の控除・減免
- 補装具(車いす・座位保持装置等)、日常生活用具(頭部保護帽・特殊寝台等)の給付
- 有料道路の割引
- NHKの受信料の免除
- 住宅改造費助成制度
- 障害者自立支援法によるサービスが利用できる 等

補装具

- 補装具の交付・修理

- ＜根拠規定＞

- 身体障害者福祉法

- 児童福祉法

- ＜内 容＞

- 身体上の障害を補うため次にあげる装具等(車イス・体幹装具・ストマ用装具、(排便補助具)等)の交付・修理を行う。

原則1割負担。ただし、所得に応じて自己負担の上限額が設定されている。

- ＜対 象 者＞

- 身体障害者手帳を所持する者

- ＜手 続 き＞

- (1) 窓 口 各市町村担当課

※診断書(意見書)が必要な場合がある。

日常生活用具

- 日常生活用具の給付・貸与

- <根拠規定>

※重度心身障害者(児)日常生活用具給付等要綱

- <内 容>

在宅の重度の障害者(児)に対して、その日常生活を容易なものとするために用具の給付・貸与を行います。

利用に際しては、世帯の所得の状況に応じて費用の一部を負担します。

市町村によって異なるが、**頭部保護帽**・痰吸引器・特殊マットなど

- <対 象 者>

身体障害者手帳所持者および知的障害者で、次にあげる日常生活用具給付・貸与品目一覧にあげる対象者に該当する者。ただし、施設入所中や入院中(給付・貸与により退院が可能となる者は除く)の者、借家(間)に居住する者で家屋の所有者から承諾を得られない者は除きます。

- <手 続 き>

(1) 窓 口 各市町村担当課

※診断書(意見書)が必要な場合がある。

経済的に豊かにする制度

＜児童：20歳未満＞

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当

＜成人：20歳以上＞

- 特別障害者手当
- 障害（基礎・厚生・共済）年金
- 傷病手当金

＊申請には診断書が必要

＊所得制限がある

特別児童扶養手当(20歳未満)

対象：政令で定める障害(中程度以上の障害)があると認定された20歳未満の児童を
在宅で扶養している扶養者。

支給額：1級50,750円 2級23,800円

窓口：市町村

基準：

(1級)①身体障害1級と2級と3級の1部②療育手帳A判定

③精神障害があつて前記と同等のもの

④合併障害があつて前記と同等のもの

(2級)①身体障害3級の一部と4級の一部

②知的障害でIQ概ね50以下

③精神障害があつて前記と同等のもの

④合併障害があつて前記と同等のもの

※養育者の所得制限あり。

※国籍要件がないため、日本在住の外国籍の障害児にも支給される。

※施設入所中は対象外。

障害児福祉手当(20歳未満)

対象:精神や身体に障害のある20歳未満の**在宅児童**で、常時介護を必要とする本人。

支給額:14,380円

窓口:市町村

基準:

- ①重度の障害(概ね身体障害者手帳1級及び2級の一部、知的障害でIQ概ね20以下、重度の精神障害)を一つ以上有するもの
- ②身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度のもの
- ③知的障害(概ねIQ35以下)と身体障害(概ね身体障害者手帳2級)の合併障害のもの

※養育者の所得制限あり

※特別児童扶養用手当と併給できる。

※施設入所中は対象外

特別障害者手当(20歳以上)

対象：精神や身体に障害のある20歳以上の在宅障害者で、常時介護を必要とする本人。

支給額：月額 26,440円

基準：

- ①重度の障害(概ね身体障害者1級及び2級の一部、知的障害でIQ概ね20以下、重度の精神障害)を一つ以上有するもの
- ②重度の障害を一つ有し、さらにほかの障害(概ね身体障害3級、知的障害でIQ35以下又は精神障害)を2つ以上有するもの
- ③重度の障害を一つ有し、それが特に重度のため、日常生活(動作)能力が極めて低いもの本人の所得制限あり

窓口：市町村

※施設入所中は対象外→障害年金は入所中も受給できる。

※医療機関に3ヶ月以上入院されている場合は対象外。

障害年金（20歳以上）

種類：①障害基礎年金②障害厚生年金③障害共済年金の3種類からなる。

対象：20歳から65歳未満の者で

①加入要件：初診時に公的年金制度に加入していること。

②納付要件：一定期間保険料を納付していること。

③障害状態要件：所定の障害状態であること。

＊以上の3要件を満たしていること。

初診日が20未満の方は①②は要件としない。

支給額：障害基礎年金 1級990,100円 2級792,100円

障害厚生・共済年金については、1級から3級で加入期間などにより、個人によって支給額が異なる。

窓口：市町村・社会保険事務所

障害年金活用の例



- 仕事をしているが、障害者雇用は収入が少なく生活が安定しない。
- 仕事に就けず困っている。金銭的にサポートしてくれる制度を教えてください。



障害（基礎・厚生）年金を活用。

ただし、一定の条件を満たさなければならない。

傷病手当金

内容：被保険者が病気や怪我で働く事ができず、連続して3日間以上、勤めを休んでいるときに4日目から支給される。

支給額：標準報酬日額6割に相当する額

窓口：健康保険証の発行元（健康保険協会事務所・組合健保など）

※会社から給与などの形で支払われている場合には支給されない。

※国民健康保険には制度がなく、国保加入者には支給されない。

医療費が安くなる制度

- 自立支援医療

→病名による

- 高額療養費

→健康保険に加入していれば、誰でも利用可能。

- 重度障害児(者)医療費助成制度

→障害者手帳を所持し、所定の等級に該当する者

- 乳幼児医療費助成

→年齢による(対象年齢は市町村によって異なる)

- 小児慢性特定疾患治療研究事業

→病名による

※その他市町村が独自で運営している医療費助成制度がある。

自立支援医療

内容：健康保険適応の外来医療費の自己負担が原則1割に軽減される。

対象者：てんかん等の診断で通院治療を受けている人

窓口：市町村（静岡市は保健所）

有効期間：**1年 診断書提出は2年に1度**

※独自に上乗せ給付を行っている市町村もある。

※当該疾患に関して登録した医療機関に限り利用可能。登録医療機関は**原則**1箇所。

※所得に応じて上限額が設定されている。

※都道府県や政令指定都市の所定の診断書が必要で主治医が記載。診療科は問わない。

自立支援医療の活用例



- 外来の薬代が高くて困ってしまう。
- 経済的に負担が楽になる制度はありますか？



自立支援医療を利用することで、3割から1割負担になります。また、**自治体によって**障害者手帳などを活用することによって、さらに医療費が安くなる制度があります。

高額療養費

内容：1ヶ月の健康保険適応の医療費の自己負担分が一定額を越えたら払い戻される。

（自己負担上限は所得により異なる）

所得区分	自己負担限度額（過去12ヶ月で3回まで）	年4回以降の入院
上位所得世帯	$150,000\text{円} + (\text{総医療費} - 500,000\text{円}) \times 1\%$	83,400円
一般	$80,100\text{円} + (\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$	44,400円
非課税世帯	35,400円	24,600円

窓口：保険証発行元

※病院窓口で「限度額認定証」提示により、限度額までの支払いとなる。

重症心身障害児(者)医療費助成

健康保険適応の医療費、薬代を助成、医療保険による訪問看護基本料を支給。対象と内容は各自治体ごとで異なる。

※市町村によっては所得制限もある。

静岡市の場合

対象者：身体障害者手帳1-2級及び内部疾患3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級（平成24年10月より）

手続き：静岡県内の医療機関の場合、自動償還払い方式で500円の自己負担あり。

※市町村によって対象や内容が違うので、確認が必要。

乳幼児医療費助成

内容：乳幼児の健康保険適応の医療費（外来・入院）の自己負担分の全額あるいは一部を助成。

対象：一定年齢以下の乳幼児だが、中学卒業まで拡大している市町村もある。

窓口：市町村

※市町村によって対象年齢助成内容が大きく異なるので、自治体に確認が必要。

※ほとんどの市町村は食費は対象外。

※市町村によって所得制限を設けている市町村もある。

小児慢性特定疾患治療研究事業

内容：健康保険適応の医療費（入院・外来）の
自己負担の一部。入院中の食費も対象

対象疾患：West症候群・結節性硬化症・レンノッ
クス・ガストー症候群、乳児重症ミオクロ
ニーてんかん等

年齢：18歳未満の児童（引き続き治療が必要で
あると認められる場合は、20歳未満）。

窓口：保健所など

有効期間：1年

* 所得に応じた自己負担限度額

どんな制度が当てはまるでしょうか？①

- 年齢30代
- 入院中(休職して10日間。会社から給与が支払われていない)
- 診断名:側頭葉てんかん 高次脳機能障害

↓ 考えられる制度

- 傷病手当金→休職期間中の給与補償
- 高額療養費→入院費用
- 自立支援医療→外来費用
- 精神障害者保健福祉手帳→市町村によっては重度医療の活用もあり
- 障害年金

どんな制度が当てはまるでしょうか？②

- 年齢：4歳
- 入院中
- 診断名：WEST症候群
- 障害：中等度知的障害



考えられる制度

- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- こども医療費助成制度
- 療育手帳
- (精神障害者保健福祉手帳)
- (自立支援医療)
- 特別児童扶養手当など

患者さんの声

～制度を利用すること～

制度を活用した場合のメリット(良いこと)・デメリット(良くないこと)について5分間話し合ってください。

<メリット>

障害年金を受給して生計が安定した。

医療費が安くなった。→市町村によって医療費助成制度が対象。



<デメリット>

知り合いに知られてしまうのではないかな？

誤解や偏見を受けるのではないかな？



日頃の支援で気をつけているところ

- 言語表出だけが、必ずしもニーズとは限らない。そのため、多角的に把握するようにしている。

→本人・家族に加え、入院中であれば院内の関係職種と普段本人に関わりのある通所先の関係者などの情報は必要不可欠。

- 本人・家族背景や地域特性を知る

本人を取り巻く家族背景や地域環境を間違えて捉えてしまうと、支援方針がぶれてしまう恐れがある。そのため、面談などで本人・家族背景を確認することが大事であり、すでに地域支援者が居る場合は、その担当者などと連絡を取り、地域特性も把握するようにしている。

※当院の特徴として、県外の方が多いので地域の特徴を確認する必要がある。遠方であると電話だけのやりとりとなり、限界を感じている。

～おさらい～

どこに相談したらいいのか？

- 福祉制度の利用について

→市町村の福祉課(静岡:生活支援課)、相談支援事業所など

- 福祉サービスの利用

→市町村の福祉課(静岡:生活支援課)、相談支援事業所など

- 就労相談

→ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど

先生方へ

～制度利用はオーダーメイド～



福祉制度は、病名・年齢・市町村など条件によって違うため、似たような病気や年代であっても、活用できる制度に違いがある。



ソーシャルワーカーや市町村役場福祉担当課
や相談支援事業所などに相談できるようにつな
げて頂きたい

ご清聴ありがとうございました。